

しっとく 知っ得♥消費生活ニュース

知らない間に契約していた ?!

定期購入のつもりはなかった、不要な有料オプションが付いていた、知らない海外業者と契約していたなど、いつの間にか意図しない契約になっていたという相談があります。

トラブル防止のため、申込みする際は特に、業者情報や利用規約をよく確認し、広告や申し込み最終確認画面を保存しましょう。

【 事例 1 】

SNS で、化粧品が安く購入できるという広告を見つけた。注文した直後、クーポンを使えばもっと安くなると表示されたので、利用することにした。ところが1か月後に同じ商品が届き、定期購入になっていると気が付いた。

【 アドバイス 】

「1回限りの購入」の注文をした後、画面上にクーポンやプレゼントなどを提示され、それを受け取ると自動的に定期購入契約に移行することがあります。

広告等の表示や利用規約は、しっかり目を通して保存しましょう。



【 事例 2 】

ネット検索中、広告だと気が付かず「スタート」ボタンを押したら、知らない海外業者から契約完了のメールが届いた。よく見るとサブスクリプション(※)を契約してしまったようだ。



※ 定額料金で一定期間商品やサービスが利用できる仕組みこと

【 アドバイス 】

表示された「スタート」ボタンを押すと知らない業者のサイトに移動し、契約が成立してしまうことがあります。表示の枠の端に「×」があれば広告です。注意深く確認しましょう。

海外事業者の場合、解約方法や連絡先がわからない場合もありますので、個人情報を入力する際には URL や業者情報、契約内容を確認しましょう。

鳥取県消費生活センター
多重債務・法律相談会
(10月・11月/中部会場)

弁護士、司法書士による無料相談です。秘密は厳守しますので、安心してご相談ください。(事前予約制)

開催日時:10月18日(金)

11月15日(金)

時間:1時半～午後3時

場所:倉吉交流プラザ

第1・2研修室

【申込み・問い合わせ先】
中部消費生活センター



恋愛感情や好意に付け込む
ロマンス投資詐欺!
～その出会い、仕組まれてるかも～



出会い系サイトやマッチングアプリ等で出会い、恋愛感情や親近感を持った相手から実態のわからない投資を勧められてトラブルになるケースが増えています。その手口とは…

マッチングアプリで知り合い親しくなった女性から儲かるとFX投資を勧められた。指示どおりに海外の取引サイトに登録し資金を振込んだ。利益が出たので出金要請をすると、高額な補償金が必要だと言われたが用意できない。女性とは連絡が取れなくなった。



【アドバイス】

- ・SNS上では、誰でも簡単に他人に成りすますことができます。
- ・SNS上で仲良くなった相手でも、実際に遭ったことがない人からお金の話をされたら要注意です。払わないようにしましょう。

～出会い～

出会い系サイトやマッチングアプリで知り合い、好意的なやり取りをするようになる。



～勧誘～

SNSでやり取りしたいと誘導され、その後、信頼できる投資話があると持ちかけられる。



～投資～

相手からの指示通りに送金する。利益が出たのでさらに高額投資を勧められ、再度送金する。



～被害発覚～

出金しようとする高額な手数料を要求されたり、出金できなかったりする。相手とも連絡が取れなくなる。

～健康食品～

健康食品は、『誰が、どのような製品を、どのような目的で利用するか』によって、有益にも有害にもなります。

高額な製品ほど効果が期待できるという根拠はなく、特定成分が濃縮・強化されているので、健康被害を受けやすいという特徴があります。

その健康食品が自分に合っているかどうかは、利用してみなければわかりません。利用する際は説明書をよく読み、製品名、摂取日、摂取量、体調などの記録を取りましょう。不調を感じた場合は利用を中止し、医療機関を受診しましょう。



【消費生活に関する相談】

中部消費生活センター ☎ **0858-22-3000**

相談時間：火曜日～土曜日／AM9時～PM5時30分

月曜日・祝日の翌日／AM8時30分～PM5時（電話相談のみ）

「消費者ホットライン」 ☎ **188（いやや!）**

